

○. 福祉・保育・介護分野

() 保育分野

【具体的施策】

②保育制度改革

ア 直接契約・直接補助方式の導入

現行制度では、保育所と利用者が直接利用契約を結ぶのではなく、市町村が施設に入所児童を割り当てているため、施設間で切磋琢磨し、サービスを向上させようというインセンティブが働かない構造となっている。

このため、大きくコンセプトを転換し、利用者が保育所を選択する直接契約方式を導入することにより、施設が選ばれるための創意工夫をし、多様なニーズに応じたきめ細かいサービスの提供が行われるようにすべきである。その際、低所得者層や虐待児等配慮や緊急的対応を要するケースについては、直接契約・直接補助方式の枠内で、補助の金額を変える等して十分に対処可能であることから、必要な措置を講ずるべきである。**【平成 19 年度検討開始、平成 20 年度結論・措置】**

一方、都市部を中心に、自治体独自の取組が少なからず行われている。中でも、直接契約方式を採り入れた先行事例として、平成 13 年に創設された東京都の認証保育所制度があげられるが、既に 380 箇所近い施設が認証を受けており、保育される児童数は約 1 万人に達している。その実施期間や規模、運営実績の面から、認証保育所に入れない待機児童の貴重な受け皿として一定の機能を果たし、成果をあげていると言える。

よって、国として、保育サービスの充実、待機児童の解消等を目指すのであれば、認可かそれ以外（認可外）か、という単純な区別によって主体的な検討を放棄することなく、認証保育所制度において、保育の質が担保されているか、直接契約によって利用者にとっての不都合や問題が生じていないかを検証し、実態を見極めるべきである。実施主体である東京都の調査結果をただ待つだけでは十分でない。**【平成 19 年度検証、平成 20 年結論】**

認可保育所の利用料は、保護者の所得に応じた一律の公定料金となっているが、低所得者層への十分な配慮を行なうことを前提に、サービス内容に見合った対価を利用者が支払う負担方式とすることも含め、施設が利用者との契約に基づいて、原則自由

に設定出来るようにすべきである。そうした、直接契約、利用料の自由設定の仕組みの中で、病児保育や夜間・休日保育等の多様なニーズにきめ細かく対応できるサービスの拡充が図られるものとする。【平成 19 年度検討開始、平成 20 年度結論・措置】

また、認可保育所とそれ以外の保育サービスとの間で公的補助に大きな開きがあり、運良く認可保育所を利用でき、間接的に多額の補助を受けている世帯と、その他のサービスを利用せざるを得ず、公的補助をほとんど、あるいはまったく受けられていない世帯とでは、負担に大きな格差がある。

そこで、利用者への負担の公平化を図るため、運営費等の公定補助を施設に対して行う現行の制度から、利用者に対する直接補助方式へ転換すべきである。その際、児童の年齢や、家庭の状況、保育の緊急性等を元に家庭毎の「要保育度」を設定し、それに応じた公的補助で賄われる保育サービスの利用量の上限を設定することを提案する。直接補助方式への移行にあたっては、育児バウチャーの導入や、子育てを広く社会全体で支援するという考え方に立って、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする社会保険制度（育児保険等）への転換についてもあわせて検討すべきである。【平成 20 年度検討・措置】

イ 保育所への入所基準等に係る見直し

（ア）「保育に欠ける」要件の見直し

戦後間もなく制定された児童福祉法にうたわれている「保育に欠ける」という概念や表現は、いわゆる標準的な家族の形が正常であり、家族が保育できない家庭を「欠損」という異常な状態とみなし、「かわいそうな子」には官が保育を施すという考えに基づいている。保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、それに応じた見直しが一切なされていない。国として、女性の就労率を高めるための様々な施策を講じていながら、一方で「欠ける」概念を維持することは、保護者の心情を踏みにじることであり、時代認識の錯誤も著しい、行政サイドの都合を優先する制度であることを示すことに他ならない。また、「保育に欠ける」要件を満たさない保護者の中には、母子世帯やワーキングプアと呼ばれる貧困家庭も含まれており、低所得者層や虐待の可能性のある児童など、まさに児童福祉法の精神からも保育の必要性が高いと判断されるケースが含まれる。こうした保育の必要性の高い児童の保育を、「保育に欠ける」要件が阻んでいることは問題である。

よって、国の重要課題の 1 つである「子育て支援」の観点からも、保育の措置対象を「保育に欠ける」子に限定している現行の要件を抜本的に見直し、様々な保育支援を必要とする子ども・保護者に多様な保育サービスを提供できる制度へと転換

すべきである。**【平成 19 年度検討開始、平成 20 年度措置】**

(イ) 保育所への入所基準の見直し

保育所への入所基準は、政令で定める「保育に欠ける」要件に従って、各市町村が条例によって定めることとなっているが、実態としては、政令通りの基準が条例でも規定されている場合がほとんどである。その「保育に欠ける」要件の第 1 番目にあげられているのは、「昼間労働することを常態としていること」、すなわち保護者が 9－5 時のフルタイム勤務をしていることである。保護者の就労については、働き方の多様化が進む中、9－5 時のフルタイム勤務だけが一般的ではなくなってきており、他の就労形態であっても保育サービスに対するニーズは同様に高くなっている。一方で、保育所への運営費補助や利用者が支払う保育料は月額となっているため、例えば待機児童のいない自治体では、パートタイム勤務やシフト勤務の保護者の中には、認可外の保育サービスよりは安いという理由で保育所に預け、必要保育時間以上の利用料を支払っている者もいる。その場合、同様に運営費も保育の実態以上に支払われている。

したがって、運営費のより効率的な配分の観点から、運営費補助および利用料を日割あるいは時単単位に変更するなど、柔軟な運用を行うべきである。このことは、保育を必要とする子どもの受入が進むと同時に、病児保育や夜間・休日保育等を行っていない保育所にとって多様なサービスの実施に向けたインセンティブになると考える。**【平成 20 年度結論、平成 21 年度措置】**

以上